

監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社マルト綜建
主たる営業所の所在地	兵庫県加古川市
許可番号	兵庫県知事（般－6）第405266号
許可を受けている建設業の種類	土、と、舗

2 処分に関する事項

処分年月日	令和7年12月22日
根拠法令	建設業法第28条第1項（同条同項第3号該当）
処分の内容	
建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分	
処分の原因となった事実	
有限会社マルト綜建及びその役員は、令和6年9月12日に加古川市内の工事現場で発生した事故に関し、労働安全衛生法（昭和47年法律57号）第21条第2項及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第534条第1項の違反により、神戸簡易裁判所において罰金20万円の判決を受け、令和7年8月15日に刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。	